

電動キックボードの運転免許が不要になります

弁護士
古川 将大



近年、新たな交通手段として注目されている電動モビリティが電動キックボードです。これは、キックボードに電動モーター（原動機）を付けた乗り物で、令和5年7月1日から、新たな交通ルールの対象となりました。

これまでの電動キックボードは、旧道路交通法では「原動機付自転車」（いわゆる「原付」）に該当し、その交通ルールに従っていました。

しかし、改正により、従来の「原動機付自転車」は「一般原動機付自転車」と名称変更され、「特定小型原動機付自転車」、「特例特定小型原動機付自転車」という名称が新設されました。

「特定小型電動機付自転車」とは、最高速度20 km/h以下、定格出力0.6 kw以下、車体の長さ1.9 m以下、幅0.6 m以下、走行中に最高速度の変更ができないこと、ATであること、最高速度表示灯が備えられていること等の基準を満たした乗り物を指します（道路交通法施行規則第1条の2の2）。

「特例特定小型原動機付自転車」とは、最高速度6 km/h

以下であること、最高速度表示灯（緑色の灯火）を点滅させていること等の基準を満たした乗り物を指します。

これらの基準を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」ないし「特例特定小型原動機付自転車」に当たるものとされ、以下のような交通ルールで乗車することができるようになりました。

- ①運転免許不要（改正前は必要）
- ②ヘルメットの着用は努力義務（改正前は義務）
- ③車道のみならず、路側帯、歩道も走行可能（改正前は車道のみ）。
- ④最高速度が20 km/h（歩道は最高速度6 km/h）（改正前は最高速度30 km/h）
- ⑤利用可能年齢は16歳以上から（改正前は免許取得可能な年齢）

一方で、これまでと同様に適用されるルールとして以下の点に注意する必要があります。

- ⑥ 自賠責保険への加入義務
- ⑦ ナンバープレートの取付け義務

建設業、運送業、医師に時間外労働の上限規制の適用が開始されました。

社会保険労務士
杉田 優



1 建設業、運送業、医師に対する時間外労働上限規制の適用開始

2019年4月から働き方改革の一環として、残業時間について月45時間、年360時間以内が上限となりましたが、建設業、自動車運転業務、医師については業務の特性や慣行の課題があることから、上限規制について5年の猶予が与えられていました。この猶予期間が今年の3月末で終了し、これらの職業にも残業時間に上限が設けられました。

2 建設の事業

建設業については4月以降、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事業がなければこれを超えることはできません。但し、災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制は、引き続き適用されません。

3 運送（自動車運転）の事業

運送業などで働くドライバー（自動車運転の業務）の残業時間については、4月以降は「特別条項付き36協定を締結する場合における年間の時間外労働の上限は、年960時間」となっています。但し、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は、運送業の実情を考慮し、適用外とされています。

4 医業に従事する医師

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の合計の上限は最大1,860時間となっています。但し、時間外・休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は、医師業務の特殊性から適用されていません。